

登別市告示第183号

公示送達書

令和8年度督促状(介護保険料1期分)について、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法第143条により準用される地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、登別市保健福祉部国民健康保険グループに保管し、送達を受けるべき者に対し、いつでも交付します。

また、この掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、当該書類の送達があったものとみなされます。

令和8年10月16日

登別市長 小笠原 春 一



記

公示送達を受けるべき者 別紙「督促状(介護保険料 令和8年度1期分)公示
送達者一覧」のとおり

督促状(介護保険料 令和8年度 1 期分)公示送達者一覧

住所(所在地)	氏名(名称)
北海道登別市美園町3丁目46番地5	石塚 利広